

公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会定款第40条第2項の規定に基づき、会員規則を次のように定める。

平成25年4月1日

公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会
理事長 西原 正

会 員 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会（以下「本会」という。）の会員に関し必要な事項を定め、もって、会員の理解と協力のもと、本会の目的達成に寄与することを目的とする。

(会 員)

第2条 個人又は法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）で、本会の趣旨に賛同し、入会したものを会員とする。

(会員の種類)

第3条 会員の種類は、次のとおりとする。

(1) 個人会員

個人の会員は、以下の2種類とする。

ア 一般会員

イ 賛助会員

(2) 法人会員

法人等の会員とする。

(入会の手続)

第4条 入会を希望する者（法人等の場合は、その代表者とする。）は、個人会員入会申込書（別紙様式第1）又は法人会員入会申込書（別紙様式第2）に必要事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

2 本会は、第8条に規定する会費の納入を確認した後、入会を承認するものとする。

3 入会後において、第1項の入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届（別紙様式第3）を理事長に提出しなければならない。

(退会の手続)

第5条 会員は、退会届（個人会員）（別紙様式第4）又は退会届（法人会員）（別紙様式第5）を理事長に提出することにより退会することができる。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該会員から届出があったものとみなして退会の手続を行うことができる。

- (1) 本会が個人会員の死亡又は会員となっている法人等の解散等の事実を知ったとき。
- (2) 会員が2年以上にわたり正当な理由なく会費の納入を怠ったとき。
- (3) 住所の変更その他の事情により、会員との連絡が取れなくなったとき。

(休 会)

第6条 法人会員は、正当な理由がある場合は、理事長の承認を得て、休会することができる。ただし、休会の期間は、原則として2年間までとする。

- 2 法人会員は、前項の規定により休会するときは、休会届（別紙様式第6）を理事長に提出するものとする。
- 3 法人会員は、休会中においては、第8条第1項第2号の会費の納入を免除される。
- 4 法人会員は、休会中においては、第10条の会員の特典を受けることはできない。

(除 名)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく毀損する行為があったと認められるとき。
- (2) 本会の目的に反し、会員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 理事長は、会員が反社会的勢力であることが判明したときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経ることなく、直ちに当該会員を除名するものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定により会員が除名されたときは、当該会員にその旨通知するものとする。

(会 費)

第8条 会員は、次の会費（会計年度ごとの年額とする。）を本会に納入しなければならない。

(1) 個人会員

ア 一般会員

1口5千円とし、1口以上

イ 賛助会員

1口2万円とし、1口以上

(2) 法人会員

1口20万円とし、1口以上

- 2 会員は、入会時は入会申込み後可及的速やかに、以後は毎年度6月末までに、前項の会費を納入しなければならない。
- 3 納入済みの会費については、これを返還しない。ただし、二重払いなど事務的なミスの場合は、この限りではない。

(会費の用途)

第9条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会員の特典)

第10条 個人会員は、次の各号に掲げる特典を有する。ただし、第2号については、賛助会員に限る。

- (1) 防衛大学校の入校式、卒業式等の行事に参加すること。なお、行事への参加者数が制限されて、希望に沿えない場合がある。
- (2) 日本防衛学会の機関誌の配布を受けること。
- (3) 防衛大学校の発行する「防大タイムズ」等の配布を受けること。
- (4) 本会が後援する講演会及び講習会等の行事に優先的に参加すること及び参加料等の割引を受けること。

2 前項の規定は、法人会員の代表者に準用する。

(雑 則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会の設立登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月14日から施行する。ただし、別紙様式第1から別紙様式第4までについては、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

「別紙省略」